



川本総第 162 号
令和 2 年 8 月 21 日

川根本町議会議長 菌田 靖邦 様

川根本町長 鈴木 敏夫



健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和元年度に係る健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	3.2 (25.0)	— (350.0)

注) () は本町の早期健全化基準



川本総第 163 号
令和 2 年 8 月 21 日

川根本町議会議長 藺田 靖邦 様

川根本町長 鈴木 敏夫



資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和元年度に係る資金不足比率を次のとおり報告します。

記

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備考
簡易水道事業特別会計	0.0	
訪問看護事業特別会計	0.0	